

社会福祉法人のぞみ会 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
(ア) 児童厚生施設浜風の家を設置経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人のぞみ会という。

(事務所の所在地)

第 3 条 この法人の事務所を兵庫県芦屋市浜風町 3 1 番 2 号に置く。

第 2 章 役 員 及 び 職 員

(役員の数)

第 4 条 この法人には、次の役員を置く

- (1) 理 事 6 名
- (2) 監 事 2 名

2 理事のうち 1 名は、理事の互選により理事長となる

3 理事長のみが、この法人を代表する

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに 1 名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(理事会)

第 5 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、業務計画の遂行及び日常的な業務については、必要に応じて理事長の決裁を仰ぎつつ、施設長が対処する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 1 週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事 2 名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第 6 条 理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(理事の選任等)

第 7 条 理事は、評議員総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

ただし、施設長理事は施設長就任と同時に理事・評議員とし、上記の規定を準用しない。

(監事の選任等)

第 8 条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(監事による監査)

第 9 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び兵庫県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定める他、必要があると認めるときは、理事会並びに評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員再任はさまたげない。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(職員)

第 11 条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長（館長）」という。以下同じ。）は評議員会の同意を得た後、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第12条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。別途施設長を追加する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

第13条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告。

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。

(3) 定款の変更。

(4) 合併。

(5) 解散。(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)

(8) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定。

(7) 寄附金品の募集に関する事項。

(8) 施設長の任免その他の重要な人事。

(9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更。

(10) 施設の運営に関する規則の制定及び変更。

(11) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項。

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

(同 前)

第14条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 15 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が 3 名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 16 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員の再任はさまたげない。

第 4 章 会 員

(会員)

第 17 条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

第 5 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 芦屋市浜風町 31-2 所在の木造 2 階建「浜風の家」(延床面積 410.32 m²)

- 3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 19 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、兵庫県知事の承認を得なければならない。

ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合には、兵庫県知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 21 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第 22 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事会において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、社会福祉法人のそみ会の会報に掲載するものとする。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。
ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

策24条の2 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第25条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第6章 解散及び合併

(解散)

第26条 この法人は、社会福祉事業法第44条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第27条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第28条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、兵庫県知事の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第29条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、兵庫県知事の認可(社会福祉事業法第41条第1項に規定する厚生省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を兵庫県知事に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第30条 この法人の公告は、社会福祉法人のぞみ会の掲示場に掲示するとともに、毎日新聞に掲載して行う。

(施行規則)

第31条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

(1) この法人の役員は、次のとおりとする。

理事長	藤 本 義 一
理 事	山 形 裕 久
〃	加 藤 卓
〃	京 極 正 典
〃	古 賀 裕 史
〃	奥 尾 英 昭
監 事	岡 村 修
〃	高 橋 房 子

(2) この定款は、平成10年5月1日付で施行する。

(3) この改正は、平成12年7月1日付で施行する。